

県営土地改良事業施行申請公告

このたび、糸満市区域内の一部を受益地として、県営宇江城第1地区土地改良事業(農業用排水施設・区画整理)を施行することを申請したいので、土地改良法第85条第2項の規定により、下記の書類とともにこの旨を公告する。

この土地改良事業の施行に係る受益地域の農用地につき、同法第113条の3第3項の規定に基づき、この土地改良事業の工事の完了の公告で示された工事完了の日以後8年を経過しない間に、この土地改良事業計画において予定する用途以外の用途(目的外用途)に供するため、所有権の移転等をした場合、または自ら目的外用途に供した場合には同法第90条の2(91条の2)に規定に基づき、同法第3条に規定する資格を有する者から特別徴収金を徴収する。

なお、この土地改良事業の地区となるべき地域にある農用地の所有者でその農用地につき耕作若しくは養畜の業務を営まない者、又はその地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づき使用収益している者で、その農用地または農用地以外の土地について、この土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により 3月 2日までに糸満市農業委員会に申し出られたい。

令和 8年 2月 16日

県営宇江城第1地区土地改良事業施行申請人

住所 糸満市宇江城106番地の5
氏名 安谷屋 幸勇

記

1. 土地改良事業計画概要書
2. 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準書
3. 申請を必要とする事由書
4. 土地改良施設の予定管理方法等を記載した書面
5. 施行地域調書

※ 当該公告に係る県営宇江城第1地区土地改良事業計画概要書(区画整理・農業用排水)の写しの縦覧場所は、糸満市 経済部 農村整備課 計画管理係です。
(市庁舎2階北側中央部)